

よくある質問 Q&A

Q1	選定療養費とはなんですか
A1	手術や処置・専門医療を行う紹介受診重点医療機関の病院に、かかりつけ医等からの紹介状を持たず受診される場合、保険診療分とは別に負担していただく費用のことです。
Q2	初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか
A2	かかりつけ医などからの紹介状を持たずに当院の診療科に初めて受診された患者さんが対象となります。
Q3	初診とはどのような場合をいいますか
A3	<ul style="list-style-type: none">① 当院を初めて受診する場合② 過去に当院を受診していたが、すでに治療が終了している場合③ 自己都合により診療を中断した方が受診する場合
Q4	大館市立総合病院の診療科を継続受診していますが、別の診療科を初めて受診した場合、初診時選定療養費はかかりますか
A4	紹介状なしで別の診療科を初めて受診する場合、原則として診療科ごとに初診時選定療養費がかかります。ただし、当院の医師からの指示で他の診療科を受診する場合、選定療養費はかかりません。
Q5	複数の診療科を紹介状なしで受診する場合、受診する診療科ごとに初診時選定療養費はかかりますか
A5	紹介状を持参せずに初診として受診した診療科ごとに初診時選定療養費をいただきます。

Q6	当日、紹介状を自宅に忘れてしまいました。後日提出すれば初診時選定療養費は返金されますか
A6	紹介状は初診時に提出していただく必要があります。後日持参されても、徴収した初診時選定療養費は返金いたしません。ただし、当日の診察前に紹介元医療機関より紹介状をFAXでいただいた場合は、この限りではありません。
Q7	再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか
A7	症状が安定した患者さんに、主治医から他の医療機関への紹介を行うと伝えた後も、引き続き当院での治療を希望した場合に、受診の都度選定療養費をいただくことになります。
Q8	複数の診療科を受診している中で、1つの診療科の医師から他の医療機関へ紹介すると言われました。引き続き受診する場合、全ての診療科で再診時選定療養費を支払うのでしょうか
A8	再診時選定療養費は、診療科ごとにお支払いしていただきます。複数の診療科を受診している場合、1つの診療科で医師が他の医療機関へ紹介すると伝えた後に当院を継続受診するときは、その診療科のみ受診の都度再診時選定療養費をご負担いただきます。
Q9	前回受診した際に、一定の期間経過してから受診するようと言われて受診しました。選定療養費を支払う必要がありますか
A9	前回受診時の記録に医師の指示があれば、紹介状がなくても初診時選定療養費をお支払いいただく必要はありません。
Q10	選定療養費を支払えば必ず診察してもらえますか

<u>A10</u>	来院された日に専門医がない場合、休診や手術の予定が入っており診察ができない場合などは日を改めて来院していただくことがあります。
<u>Q11</u>	救急外来を休日や時間外に受診する場合も、選定療養費はかかりますか
<u>A11</u>	緊急な診療が必要と医師が判断した場合、診察の結果、そのまま入院となった場合などを除き、紹介状をお持ちでない方は、初診時選定療養費が原則として発生いたします。